

# 介護保険事業の運営に関する事項

## 基本方針

- (1) 指定居宅療養管理指導の提供にあたり、要介護者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、通院困難な要介護者に対してその居宅を訪問して心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行う事により療養生活の質の向上を図ります。
- (2) 指定介護予防居宅療養管理指導の提供にあたり、要支援者が可能な限りその居宅において自立した日常生活を営む事ができるよう、通院困難な要支援者に対してその居宅を訪問して心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行う事により療養生活の質の向上を図ります。
- (3) 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の提供にあたり、要介護者又は要支援者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めると共に懇切丁寧かつ理解しやすいようなサービスの提供に努めます。
- (4) 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の提供にあたり、市町村、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスまたは福祉サービスを提供するものと密接な連携を取り、総合的なサービスの提供に努めます。
- (5) 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の提供にあたり、要介護者又は要支援者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行いません。
- (6) 指定居宅療養管理指導及び指定介護予防居宅療養管理指導の提供にあたり、やむを得ず、要介護者又は要支援者に身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の要介護者又は要支援者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 具体的な取り組み

- (1) 当事業所の薬剤師が、医師又は歯科医師の処方せんに基づき薬剤を調整すると共に、その医師又は歯科医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を立てた上で、その計画に沿って利用者の居宅を訪問等し、療養上必要な事項について妥当適切な指導又は説明を行います。
- (2) 要介護者に対しては、要介護状態の軽減又は悪化の防止、また、要支援者に対しては、要介護状態への進行防止を目的とし心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう妥当適切な指導又は説明を行います。
- (3) 訪問等により行った居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の内容は速やかに記録を作成すると共に、処方医及び介護支援専門員、また必要に応じ居宅介護支援事業者等に報告いたします。

## 営業日及び営業時間

|        |             |
|--------|-------------|
| 月～金    | 9:00～19:00  |
| 土曜     | 9:00～17:00  |
| 日      | 9:00～12:30  |
| 休憩(木曜) | 14:00～15:00 |

(ただし、祝日を除く)

## 利用料

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導の実施前にあらかじめ利用者またはその家族等にサービスの内容及び費用について文書で説明し、同意を得られた場合に以下の利用料をいただきます。

- (1) 居宅療養管理指導サービス費及び介護予防居宅療養管理サービス費として
  - 単一建物居住者1人に対して行う場合 1回当たり 1割負担:518円、2割負担:1,036円、3割負担:1,554円  
(月4回、特例は週2回かつ月8回まで)
  - 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 1回当たり 1割負担:379円、2割負担:758円、3割負担:1,137円  
(月4回、特例は週2回かつ月8回まで)
  - 単一建物居住者10人以上に対して行う場合 1回当たり 1割負担:342円、2割負担:684円、3割負担:1,026円  
(月4回、特例は週2回かつ月8回まで)
- (2) 情報通信機器を用いた服薬指導の場合 1回当たり 1割負担:46円、2割負担:92円、3割負担:138円  
(月4回、特例は上記と併せて週2回かつ月8回まで)
- (3) 特別な薬剤に係る服薬指導を行った場合は追加料金として
  - 医療用麻薬に係る服薬指導を行った場合 1回当たり 1割負担:100円、2割負担:200円、3割負担:300円
  - 医療用麻薬持続注射療法を行っている方に服薬指導を行った場合 1回当たり 1割負担:250円、2割負担:500円、3割負担:750円
  - 在宅中心静脈栄養法を行っている方に服薬指導を行った場合 1回当たり 1割負担:150円、2割負担:300円、3割負担:450円

※薬剤費用等は上記利用料に含まれません。

※建物の区分等によって、居住している人数に関わらず、単一建物居住者1人に対して行う場合のサービス費が適用になることがあります。

## 行政設置の苦情相談窓口

東京都国民健康保険団体連合会 介護相談指導課 介護相談担当: 03-6238-0177

杉並区保健福祉部介護保険課事業者係: 03-3312-2111(代表)

## 介護保険事業の運営に関するお問い合わせ先

薬局名: 薬樹薬局 桜上水  
住所: 杉並区下高井戸三丁目1番2号 桜上水メディカルモール1階  
TEL: 03-6304-6120

0241-250801